

令和 3 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 1  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 19 |
- 

令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水曜日)

## 総務委員会会議録

令和3年12月15日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時10分開議（実時間124分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第137号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第142号・契約の変更について（八代市新庁舎建設工事）
1. 議案第143号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）
1. 議案第152号・八代市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（八代市中期財政計画等について）  
（第2次八代市総合計画第2期基本計画の策定について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君  
副委員長 高山正夫君  
委員 田方芳信君  
委員 橋本貴喜君  
委員 堀徹男君  
委員 村川清則君  
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 尾崎行雄君  
財務部次長 岩瀬隆敏君  
契約検査課長 岩崎伸一君  
財政課長 續良彦君  
財政課長補佐 吉永千寿君  
総務企画部  
デジタル推進課長 鋤田敦信君  
デジタル推進課長補佐 田中博之君  
企画政策課長 辻田美樹君  
建設部  
新庁舎建設課長 豊田浩市郎君

### ○記録担当書記 村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の設置に伴い、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

### ○議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長（尾崎行雄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号の歳入及び歳出の議会費と総務費並びに追加提案の議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号の歳入を、岩瀬財務部次長が説明いたします。

次に、議案第137号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号及び事件議案の議案第142号と143号並びに条例議案第152号の4つの議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、歳入及び歳出の第1款・議会費、第2款・総務費について、財務部岩瀬財務部次長から説明をお願いします。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしくお願いたします。失礼しまして着座にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いします。総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

画面上、紙を印刷したイメージで表示しておりますので、1ページの右下にですね、1ページというふうに表示しております。偶数ページにつきましては右上にページ数を表示しておりますので、このページ数で申し上げます。

まず、1ページの、まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ9億3980万円を追加し、補正後の総額を歳

入歳出それぞれ705億8030万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては5ページから11ページにかけて記載した表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

上段の款2・総務費から項1・総務管理費の市庁舎管理運営事業379万3000円でございます。これは、仮設庁舎のリース料の最終支払いを仮設庁舎解体撤去後としているところ、解体工事の年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の款3・民生費、項1・社会福祉費の総合福祉センター管理運営事業1530万円は、総合福祉センターに設置された集中管理方式による空調設備が老朽化で故障し、修理不能となったため、新たに個別空調機器を設置するもので、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の款5・農林水産業費、項1・農業費の農業水路等長寿命化防災・減災事業1199万円は、昭和同仁町の排水路工事において、予定していた作物の植付変更による工事工程の再調整をしたものの、稲刈り後の残渣処理や露地野菜の作付等に伴い、標準工期が確保できないため繰り越すものでございます。

次の款7・土木費、項2・道路橋梁費のうち、道路維持事業2100万円及び市内一円道路改良事業1億278万5000円は、市道温泉センター線で事業計画承認後の発注となること、永碓町高島町線で地元との協議に日数を要したことや、新牟田西牟田線など、ほかの工事との現場ふくそうで、工事発注まで日数を要し

たこと等により、年度内完了の工期が確保できないため、繰り越すものでございます。

次の項3・河川費の土砂災害危険住宅移転促進事業300万円は、年度内での移転先の住宅の完成が難しく、年度内での補助金の支払いが困難となったため繰り越すものでございます。

次の項5・都市計画費の都市公園安全・安心対策緊急支援事業3990万7000円は、入札不調による工期見直しや資材調達に遅れが発生したことにより、年度内完了の工期が確保できないため繰り越すものでございます。

次の項6・住宅費の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）5800万円は、災害公営住宅建設に伴う用地取得、実施設計等において、年度内完了の工期が確保できないため繰り越すものでございます。

次の款9・教育費、項7・社会教育費の社会教育施設解体事業（豪雨災害）2億5045万9000円は、藤本社会教育センターや中津道社会教育センターの建物の解体で、年度内完了の工期が確保できないため繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費のうち、農業施設災害復旧事業（豪雨災害）1億2439万5000円、林道施設災害復旧事業（豪雨災害）5億5782万8000円及び林道施設災害復旧事業5300万円は、入札不調による設計及び工期等の見直しや、国・県や移転補償などの協議に日数を要したこと、林道坂本山江線等3路線において、工法等の変更が生じたことなどにより、年度内完了の工期が確保できないため繰り越すものでございます。

次の項2・公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋梁施設災害復旧事業1億2700万円及び河川施設災害復旧事業6800万円は、令和3年5月の梅雨前線豪雨により被災した市道八

八重～四方田線や、令和3年8月の大雨により被災した東陽地区の座連川及び泉地区の栗木川において、災害査定が10月から11月であったことのほか、令和2年7月豪雨災害復旧工事との調整などにより、年度内完了の工期が確保できないため繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でありますが、1項目めの八代市泉地域福祉センター等福祉施設管理運営委託は、指定管理者への委託を行うもので、委託先を社会福祉法人八代市社会福祉協議会とし、期間を令和3年度から令和6年度まで、限度額を6698万4000円としております。

次の八代市がらっぱ広場及びこいこい広場管理運営委託は、指定管理者の委託先をまちなか活性化協議会とし、令和3年度から令和6年度まで、限度額を111万3000円としております。

次の八代市日奈久温泉施設「ばんぺい湯・東湯」管理運営委託は、指定管理者の委託先を一般社団法人八代弘済会とし、令和3年度から令和6年度まで、限度額を6900万円としております。

次の八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」及び八代市農林水産物等直売施設「菜摘館」管理運営委託は、指定管理者の委託先を株式会社東陽地区ふるさと公社とし、令和3年度から令和6年度まで、限度額を3786万6000円としております。

次の八代市体育施設管理運営委託は、指定管理者の委託先をNPO法人八代市体育協会とし、令和3年度から令和8年度まで、限度額を3億7154万円としております。

次のやつしろ市議会だより作成経費から、3ページ飛びますが、10ページ一番下の空調設備保守点検業務委託（東陽スポーツセンター及び東陽コミュニティセンター）まで、議会費3

件、総務費12件、民生費2件、衛生費7件、土木費3件、教育費12件の総数39件は、年度当初に履行を開始する契約案件のうち、契約事務に支障を来すおそれのある案件でございます。より確実に速やかな年度当初からの履行開始に備えるため、3月中に契約締結まで行えるよう債務負担行為の設定を行うもので、期間をおおむね令和3年度から令和4年度までとしておりますが、8ページ、2項目めの空調設備保守点検業務委託（千丁支所）は令和6年度まで、同じく8ページ、下から2つ目の公立保育園保育業務支援システム運用保守業務委託は令和8年度まで、また、10ページ2項目めの八代市立小・中・特別支援学校情報教育システムリース経費（第1系統）は令和9年度までとし、それぞれ期間及び限度額を設定しております。

11ページをお願いします。

第4表、地方債補正でございますが、上段の表、1、追加の社会教育施設解体事業では、限度額を2億2160万円としております。

次の表の2、変更ですが、公営住宅整備事業では1億900万円に1370万円を追加し、補正後の限度額を1億2270万円、次の災害復旧事業では82億5840万円に3930万円を追加し、補正後の限度額を82億9770万円としております。なお、詳しい内容は後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

続きまして、歳入の内容を説明します。

15ページをお願いします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で1716万3000円を追加してございまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億1718万2000円を追加しております。これは、新型コロナウイルスワ

クチンの3回目の追加接種を実施するために要する経費に係る国の負担金で、交付率は10分の10でございます。

次の目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金のうち、道路橋梁施設災害復旧費負担金2201万1000円は、令和3年5月の梅雨前線豪雨により被災した市道八八重～四方田線における10月災害査定を経た災害復旧工事の増額分、河川施設災害復旧費負担金3468万4000円は令和3年8月の大雨により被災した東陽地区の座連川及び泉地区の栗木川における11月の災害査定を経た災害復旧工事に係る国の負担金で、いずれも交付率は66.7%でございます。

次の項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金のうち、疾病予防対策事業費等補助金282万9000円は、マイナンバー制度を活用した検診情報のマイナポータルでの閲覧や新型インフルエンザ等特別措置法等に基づく予防接種の情報連携を開始するためのシステム改修に要する経費に係る国の補助金で、交付率は3分の2でございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金9085万1000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種に要する経費に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。

16ページをお願いします。

次の目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金のうち住宅建設費補助金4350万円は、災害公営住宅建設に伴う、用地取得費や測量設計等に要する経費に係る国の補助金で、交付率は4分の3でございます。

その下、住宅管理費補助金1297万1000円は、災害公営住宅建設予定地内にある中津道社会教育センターの体育館の解体に要する経費に係る国の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次の項3・委託金、目2・民生費委託金、節1・社会福祉費委託金で、国民年金費委託金19万8000円は、国民年金法改正により、令和4年4月から、国民年金手帳に代えて基礎年金番号通知書が交付されることに伴うシステム改修に要する経費に係る国の委託金で、交付率は10分の10でございます。

次の款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金のうち、いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業補助金220万円は、鏡地区の管理組合がハーベスタ1台を導入する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は補助対象経費の10分の10でございます。

その下、担い手づくり総合支援交付金3723万6000円は、令和2年7月豪雨で被災したキクラゲ栽培農業者が生産施設復旧に要する経費の一部を補助する県の交付金で、補助率は62分の42でございます。

その下、畑作構造転換事業補助金731万1000円は、千丁地区の事業者がバレイショ重量選別機導入に要する経費の一部を補助する県の交付金で、補助率は補助対象経費の10分の10でございます。

次の目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で、林道施設災害復旧費補助金1億8559万8000円は、令和2年7月豪雨で被災した林道坂本山江線等3路線や、令和3年8月の大雨で被災した林道泉五木線等4路線の災害復旧工事の一部を補助する県の補助金で、補助率は被災の度合いに応じて10分の8、10分の9.7、10分の9.96でございます。

17ページをお願いします。

款18、項1・寄附金、目3・衛生費寄附金、節1・保健衛生費寄附金で新型コロナウイルス感染症対策寄附金500万円を追加しております。これは、新型コロナウイルスワクチン

の3回目の追加接種を実施するために要する経費のうち、補助対象とならない被接種者送迎業務委託に係る経費に充てるものでございます。

次の目6、節1・災害復旧費寄附金で豪雨災害給付金1697万7000円を追加しております。これは、災害公営住宅建設に伴う経費のうち、市債対象外の経費等に充てるものでございます。

次に、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1、節1・地域福祉基金繰入金で1530万円を追加しております。これは、総合福祉センターの空調機器設置について係る経費に充てるものでございます。

次の目17、節1・八代市スポーツ振興基金繰入金で105万円を追加しております。これは、令和4年2月に予定されているJT BバドミントンS/Jリーグ2021熊本大会の開催に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、チームごとの選手控室を設置する経費などに充てるものでございます。

次に、款20、項1、目1、節1・繰越金で4713万9000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

18ページをお願いします。

款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入のうち、自治総合センターコミュニティ助成金350万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用して、鏡町区、高下西町第二町内会が行う備品整備等に要する経費の一部を助成するものでございます。

その下、経営継承・発展支援事業補助金250万円は、全国農業会議所の経営継承・発展支援事業補助金を活用し、農業後継者が経営を発展させるため、機械装置等の導入に要する経費の一部を補助するもので、松高地区1件、金剛地区1件、鏡地区3件が採択されたものでございます。

次の款22、項1・市債、目6・土木債、節

5・住宅債で災害公営住宅整備事業1370万円は、災害公営住宅建設に伴う測量設計等に要する経費に充てるもので、充当率100%の公営住宅建設事業債でございます。

次の目8・教育債、節5・社会教育債で社会教育施設解体事業2億2160万円は、災害公営住宅建設予定地内にある藤本社会教育センター、中津道社会教育センターの解体に要する経費に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次の目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で林道施設災害復旧事業1110万円は、令和2年7月豪雨で被災した林道坂本山江線等3路線や令和3年8月の大雨で被災した林道泉五木線等4路線の災害復旧工事に要する経費に充てるもので、充当率90%の災害復旧事業債でございます。

その下、節4・公共土木施設災害復旧債のうち、道路橋梁施設災害復旧事業1090万円は、令和3年5月の梅雨前線豪雨により被災した市道八八重～四方田線における災害復旧工事の増額分、また、河川施設災害復旧事業1730万円は、令和3年8月の大雨により被災した東陽地区の座連川及び泉地区の栗木川における災害復旧工事に要する経費に充てるもので、いずれも充当率100%の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、19ページをお願いします。

歳出でございます。まず、人件費以外について説明いたします。

下の表の下から2つ目になります。款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費では、自治総合センターコミュニティ助成事業として350万円を追加しております。これは、先ほど歳入の諸収入で申しました鏡町区、高下西町第二町内会が行う備品整備等に要する経費の一部に助成するものでございます。

次の目6・情報推進費では、デジタル化推進事業として451万円を追加しております。これは、市民の利便性向上や非接触による感染症対策の一環として、証明書のオンライン申請及びオンライン施設予約の2種類のシステム導入を行うもので、節12・委託料352万円はオンライン施設予約システム導入委託料として、節13・使用料及び賃借料90万8000円は2種類のシステム使用料が主なものでございます。

続いて、人件費につきまして個別の説明に入ります前に、今回の人件費の補正の概要について説明します。

今回の人件費補正予算の主な要因としましては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算において人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しておりますが、新年度の人事異動に伴う職員配置の変更により給料の高い職員と低い職員とが入れ替わるなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

なお、本年度の人事院勧告に伴う給与改定につきましては、賞与の引下げ改定が勧告されたものの、国においては極めて異例のこととして、本年の給与改定を見送っているところでございます。

また、熊本県におきましても同様に、本年の給与改定を見送っているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら慎重に検討を重ねた結果、本年の給与改定は実施しないこととしております。

それでは、人件費について、歳出予算の説明をします。

同じく19ページでございます。

まず、上段、款1・議会費でございますが、項1、目1・議会費で1330万4000円を減額しております。節1・報酬から節4・共済費まで、議員28人分の議員報酬改定及び一般職10人分の人事異動等による影響額でございます。

次に、款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費で6330万2000円を追加しております。特別職2人分の特別職給与改定及び一般職6人増の213人分の人事異動等によるものでございます。追加の主な要因としましては、デジタル推進課の新設による人員増のほか、大雨等災害対応の時間外勤務手当や共済費の率改定によるものでございます。

次の目4・財産管理費で688万9000円を減額しております。一般職9人分の人事異動等によるものでございます。

次の2つは先ほど説明いたしましたので、飛びまして、20ページをお願いします。

目7・交通防犯対策費で636万円を追加しております。一般職1人増の4人分の人事異動等によるものでございます。

次の目8・人権啓発費で572万3000円を減額しております。一般職11人分の人事異動等によるものでございます。

次の項2・徴税费、目1・税務総務費で43万4000円を追加しております。一般職1人減の76人分の人事異動等によるものでございます。

21ページをお願いします。

項3、目1・戸籍住民基本台帳費で362万3000円を追加しております。一般職2人増の29人分の人事異動等によるものでございます。

次の項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費で283万3000円を減額しております。一般職7人分の人事異動等によるものでございま

す。

次の項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で794万5000円を減額しております。一般職1人減の3人分の人事異動等によるものでございます。

22ページをお願いします。

項6、目1・監査委員費で239万円を減額しております。特別職1人分の特別職給与改正、一般職5人分の人事異動等によるもののほか、休職等による減額でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1個だけいいですか。デジタル化推進事業の分でオンラインの申請システムの内容、対象の手続は事前に説明があったと概要に載ってるんですけど、それ以外の手続というのは、今後、導入に持っていられるのか、それとも今のルールの中では手いっぱいなのかというのをちょっと聞いておきたいと思えます。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） おはようございます。デジタル推進課でございます。

今回の補正で予定しておりますオンライン申請の手続でございますが、6手続ございまして、住民票、印鑑証明、それから戸籍の謄・抄本、それから所得課税証明書、資産証明書、納税証明書を予定しております。

今後ですけれども、今のところですね、まだこれという手続の明確なお答えはできませんけれども、令和4年度以降もこれを拡張する予定でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 何で聞いたかといいますが、息子が県外にいまして、マイナンバー

カードでコンビニエンスストアで身分証明書という書類を取ろうとしたらですね、出なかったと、取れなかったということで、せっかくデジタル化してるのにね、やっぱり役所に郵送して個人の証明がないと取れないということだったので、その辺も取れるのかなと思ってちょっと聞いてみたんですけど、それはいかがですか。そこまで踏み込めるんですかね。どうしても、ルール上、本人と対面でないと渡せないものがあるというのは、それは入らないのかな。限界があるんですかね、オンライン申請とかにも。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） 今回のシステムに関しましては、一応マイナンバーを活用してですね、証明等を取ることができるというシステムでございますので、本人確認ができますのでですね、可能な限り、そういったものについてはですね、取り組んでいきたいというふうに予定しております。

ただ、今の現状としてどれを想定していくかというのはちょっと、まだお答えできない部分がございますが、可能な限り拡大していきたいというところでございます。

以上でございます。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） 堀委員、いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 関連してですけども、昨日、国会での質疑をちょっと聞いたんですけども、都市部では保険証としての取扱いだとか、免許証もですかね、もうやっているとところがあるんですかね。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） 保険証に関しましてはですね、それぞれマイナンバーを利活用して保険証としての利用は可能でござい

ます。

ただ、病院側ですね、対応というのが取れてるところ、取れてないところがあるということで、なかなかそれはまだ浸透していないというお話は聞いております。

あと、申し訳ございません、免許証に関しましては私どももその情報というのはちょっと存じておりません。

以上です。

○委員（村川清則君） 何か金子総務大臣がもう保険証としての取扱いをやってらっしゃるといって何か、野党からの質問でしたけど、ちょっと褒められとったんでちょっと記憶しておりました。

そういう活用の幅がちょっと広がれば、もうちょっと普及率といいますか、それも伸びるんじゃないかと思います。

結構でございます。

○委員長（古嶋津義君） 答弁は要りませんね。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） コミュニティセンターのオンライン予約システムの件をちょっとお尋ねしたいんですけど、全てがオンライン予約システムになってしまうのか。デジタル推進課のところでも聞くものなのか分かりませんが、予約受付の範囲の枠みみたいなのはどれぐらい確保してされるのかなと思ひまして、ちょっと聞いておきたいなと思います。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） オンラインの施設予約システムにつきましては、今年度補正予算をお願いしております。まずは、2月に開庁します新庁舎、これにつきまして最初の導入を予定しております。

内容としましては、施設予約状況の閲覧ですね。それから、予約、そして、キャッシュレス決済、ここまですを新庁舎の市民交流エリアに導

入をしたいというふうに予定をしております。

それから、来年度4月以降になります。コミュニティセンターの、21施設ございますけれども、こちらのまずは予約状況の閲覧ですね。それと、学校体育施設35施設の閲覧、こちらは4月から導入予定でございます。

このコミュニティセンターとかですね、学校施設の予約とか決済につきましては、今後、現在の利用者の予約の方法の調整等を行いながら順次進めていきたいというふうに思っております。まずは予約の閲覧ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしゅうございますか。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。意見はございませんか。

○委員（堀 徹男君） 先ほどオンライン申請システムのところでお尋ねしたようにですね、息子に言われたのが、このデジタルの世の中に八代市、オンライン申請で取れないのって言われる。だから、遅れてるのかどうか、私ちょっと苦手な分野なんで分からないんですけど、できるだけですね、デジタル何とかしておっしゃってるんで、可能な限り導入に向けてですね、取り組んでいただければと思います。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入について財務部から説明をお願いします。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。失礼しまして着座にて説明します。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いします。

総務委員会付託分について説明いたします。

まず、1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ11億1450万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ716億9480万円としております。

それでは、歳入の内容を説明します。

6ページをお願いします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で227万4000円を追加してございまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7870万円は、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、農林漁業経営

支援分として熊本県が規定する資金を借り入れた農林漁業者への支援1320万円、並びに安心なまちやつしろ推進分として、熊本県感染防止対策承認店及び同申請中の市内飲食店等の支援の一部の6550万円に要する経費に係る国の支出金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金9億6802万6000円は、18歳以下の子供を養育する子育て世帯に対して、子供1人当たり5万円の臨時特別給付金の給付に要する経費を支援する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

最後に、下の表になりますが、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金6550万円は、先ほど申しました新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、安心なまちやつしろ推進分に要する経費に係る県の支出金で、交付率は2分の1でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長（古嶋津義君）** それでは、以上の部分に質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、これより採決いたします。

議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分につきましては、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（古嶋津義君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時48分 小会）

（午前10時49分 本会）

**◎議案第137号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号**

**○委員長（古嶋津義君）** それでは、本会に戻します。

次に、議案第137号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

**○デジタル推進課長（鋤田敦信君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課の鋤田でございます。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第137号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について御説明します。

今回の補正予算でございますが、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、平成31年4月1日から夕葉町にありますテレビやつしろ株式会社を指定管理者として、指定管理委託を行ってまいりましたが、令和4年3月31日をもって3年間の契約満了となりますことから、令和4年度において指定管理委託を行うため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書・第1号の1ページをお願いいたします。

今回は、第1条にありますように、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為として、八代市有線テレビジョン放送施設管理運営委託について、期間を令和4年度まで委託するものとし、限度額を2979万4000円としております。

限度額である委託料につきましては、人件費や施設の維持管理費など、事業を行うために必要な経費から、各世帯が御利用になられますケーブルテレビやインターネットの利用料金など、事業収入を差し引いた額を委託料として算出しております。

今回の債務負担の期間を令和4年度までとし、限度額を2979万4000円としておりますが、今回、このような設定となりました理由としましては、大きく2点ございます。

まず、1点目が、令和2年7月豪雨による坂本地区の利用者の減少でございまして、災害前と比較しまして約20%利用者が減少しており、事業収入に影響が生じております。

また、2点目が、令和3年6月に東陽・泉地区に開通しました光ブロードバンドの影響により、利用者の減少がございまして。光開通後、令和3年11月末時点でケーブルテレビインターネット利用者の約70%の方が光ブロードバンドへ移行されており、今後さらにその移行が進むものというふうに予想しております。

本来であれば複数年の債務負担を設定するところでございますが、今申し上げました理由に加えまして、令和4年度中には坂本町にも光ブロードバンドが開通する予定であり、さらに利用者の変動が予想され、複数年の委託料の設定が困難でありますので、今回は令和4年度までの債務負担の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

**○委員長（古嶋津義君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（堀 徹男君）** 債務負担行為の単年度の契約の内容についてはですね、理解しました。

今の説明の中にですね、加入者自体そのものが減少傾向にあるちゅうことで、いわゆる採算が取れなくなっていく部分が今から出てくるんだろうと思うんですね。光ブロードバンドの普及が進めばですね、そっちに乗り換えられたりするお客さんが増えれば、何というんですか、ケーブルテレビの社会的な役割そのものも将来的にはなくなっていくんじゃないだろうかなというふうに思うとですよ。そこら辺は展望とかっていうのはお持ちですかね。

**○デジタル推進課長（鋤田敦信君）** 今、委員おっしゃいましたとおり、そういった方向も含めてですね、検討を進めておりまして、今後、段階的ではございますが、事業の見直し等を進めながら収入・支出の改善を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（古嶋津義君）** よろしいですか。

**○委員（堀 徹男君）** 分かりました。

**○委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

**○委員（堀 徹男君）** 今の件に関してはですね、決算のときも言ったように、対価をお支払いになられてないお客さんもたくさんいらっしゃるようなので、くれぐれもですね、公平という観点から見れば、それができるだけですね、ないような方向で進めていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（古嶋津義君）** ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第137号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

執行部入替のため、小会いたします。

(午前10時55分 小会)

(午前10時56分 本会)

◎議案第142号・契約の変更について(八代市新庁舎建設工事)

○委員長(古嶋津義君) それでは、本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第142号・八代市新庁舎建設工事に係る契約の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○契約検査課長(岩崎伸一君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 契約検査課の岩崎でございます。

議案第142号・契約の変更につきまして、大変失礼ながら着座にて説明をさせていただきますと思います。

それでは、まず初めに、議案書の1ページを御覧願います。

本案は、令和元年八代市議会9月定例会において契約の締結を、そして、令和3年6月定例会で設計変更による変更契約を御承認いただいた八代市新庁舎建設工事の工事請負契約につきまして、変更前、変更後のとおり、変更を行うところでございます。

変更事項は契約金額でございますが、その内容につきましては、この後、資料で説明させていただきます。よろしいですか。

その下の提案理由といたしましては、議会の議決を経た契約のうち、契約金額の1割以上または2000万円以上の金額に係る内容の変更につきましては、議会の議決を得る必要があるためでございます。

続きまして、右肩に委員会資料、令和3年12月15日、総務委員会、議案第142号と明記があります八代市新庁舎建設工事に係る契約変更に関する資料についてを御覧ください。そちらのほうから説明させていただきます。

資料の2ページ、工事変更概要説明書を御覧願います。

本工事は、本庁舎がありました松江城町1番25号を工事場所といたしまして、前田建設工業・和久田建設・松島建設、建設工事共同企業体が施工中でございます。

契約変更の概要といたしましては、経費の増加による設計変更に伴う増額であり、契約金額を132億1802万9000円から3億63万円増額し、135億1865万9000円に変更するものでございます。

なお、令和3年11月11日に、当該建設工事共同企業体と、議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮変更契約を結んでおります。

以上で、本案の入札契約の概要に係る説明を終わります。

○新庁舎建設課長(豊田浩市郎君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 新庁舎建設課の豊田でございます。

私のほうから変更概要について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

すみません。なお、変更概要欄にお示ししている金額については、直接工事費ベースで記入しておりますことを御理解のほど、よろしくお願いたします。

では、説明をいたします。

最初に、①新型コロナウイルス感染症対策に

係る経費として5940万8000円を追加で計上しております。

その主なものとして、労働者の確保に係る経費及び新型コロナウイルス感染症対策費となっております。

労働者の確保に係る経費は、新型コロナウイルスにより全国的に移動制限がかかる中、確保した労働者の感染症対策のための宿泊費等に係る経費となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策費について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策費は、作業員の休憩時や昼食時等において密な状態を解消するため休憩施設の増築に係る経費及びテレワーク用の機材、マスク、消毒液、簡易検査キットなどの資材の購入に係る経費などです。

次に、②市産材の活用に係る経費として3236万5000円を追加で計上しております。

市産材の活用については、八代市のアピールにつながると考え、CLTに加え、内装材についても市産材を使用することといたしました。特に議場の内装については木材の使用範囲を拡大しているほか、宮地和紙、畳を積極的に使い、八代市のアピールに努めております。また、議場以外の場所についても、床、壁、天井など、目に見える範囲で木材を使用している部分には全て市産材を活用しており、このことによる追加経費となります。

次に、③空調設備の除菌機能に係る経費として3191万7000円を追加で計上しております。

今回の新型コロナウイルス感染症を経験したことで、職員など個々の感染症対策だけではなく、空調設備に除菌機能を付加することで、さらに皆様が安心して新庁舎に来られるようにと考え、今回追加しております。

追加変更の内容としては、専用のフィルターへの変更が34か所、新たに空調機へユニット

を116台追加しております。

次に、④売店部分の工事に係る経費として1050万8000円を追加で計上しております。

これは、新庁舎建設工事発注時において、売店部分の内装等については受託業者が行うこととしており、工事費として計上しておりませんでした。プロポーザルを実施したところ、希望者はあったものの条件面で折り合わず、結果として入居に至らなかったため、市で行うことになり、今回追加をしております。

次に、⑤メンテナンス性向上のための変更に係る経費として2317万6000円を追加で計上しております。その主なものとして、ひさしの仕様変更と雨水配管のルート変更になります。

発注時において、ひさしについては軒天部分を杉の羽目板としておりましたが、経年劣化による腐食等が懸念されたため、木材に比べ耐久性の高いアルミ複合板に仕様を変更しております。

雨水配管については、意匠上の観点から、当初、内どいとして計画しておりましたが、昨年の豪雨災害など想定外の降雨量により漏水等が懸念されるため、ルートを変更して外どいとしております。これらの変更に係る経費として追加しております。

次に、⑥事務所（銀行・FM）の工事に係る経費として493万8000円を追加で計上しております。

新庁舎への事業所の入居については、来庁者の利便性の向上、災害時の情報発信機能の強化及び中心市街地のにぎわいの創出を考え、市の指定金融機関である肥後銀行及びFMやつしろが入居することになりました。

本経費は、この2つの事業所が入居することになったため、平面プランの変更等に係る追加経費となります。

次に、⑦設計・構造協議による変更や追加に係る経費として4738万3000円を追加で計上しております。その主なものといたしまして、露出柱の仕上げ変更、スロープの延長に伴う変更になります。

露出柱の仕上げについては、CLTのモックアップにて施工検討を行って行く中で、柱とCLTの収まりや取り合いを確認し、耐火塗装から耐火シートに変更しております。スロープ延長に伴う変更については、外構設計との調整を行い、スロープを延長したことによる追加経費となっております。

最後の⑧その他、仕様変更や追加に係る経費として2940万5000円を追加で計上しております。

新庁舎建設については、よりよい庁舎となるよう各課と協議をしながら進めており、仕様変更したほうがよい部分や、また、施工業者との協議の中で、納まりや施工性の面から仕様を変更している部分などがあります。これらの変更に係る経費として、今回追加をしております。

次に、備考欄に記載しております工期の延長について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症による移動制限がかり、また、昨年前半の緊急事態宣言が度々延長される中で、仕上工事の作業員の確保が難しくなりました。

そこで、当初の工期を達成するため、予定していた人員が絶対的に不足し、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により資材の納期の遅れなどもあり、やむを得ず工期を令和3年10月29日から令和4年1月17日に工期の延長を行っております。

次に、3ページをお願いします。

市産材の活用状況についての写真を添付しております。

1段目の写真が議場の仕上工事の現況写真となります。天井部分に市産材の杉をルーバー状

に加工して取り付けております。また、正面に見える壁については宮地和紙を壁材として使用しております。

中央の写真が1階の多目的ホールになります。壁材に市産材木材を使用し、天井部分は八代イグサを用いたボードで仕上げしております。

3枚目の写真がエレベーターホールです。天井及び床についても市産材の木材を使用し仕上げしております。

また、今回の設計変更に係る契約については、令和3年度の当初予算として御承認いただいた7億4800万円の予算を執行するものであり、追加工事の総額は、6月定例会で御承認いただいた2億3802万9000円と今回の3億63万円を合計して5億3865万9000円となっております。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 変更概要の部分についてちょっとお尋ねしたいんですけど、先ほど、今までの議会の中で契約の変更についてはですね、承認をしてきたというところなんですけど、この中身についてですね、具体的な説明はそのときあったかなと思うんですけど。まだ精査中ですかいろいろ検討中ですかかっていう答えがですね、その都度あったと思うんですね。印象としては、今、初めて、変更の概要で①から⑧まで初めて聞いたというようなところじゃないかなと思うんですね。

設計変更だったんだろうと思うんですけど、そもそも当初契約の請負の範疇の中でできる部分を超えたということなのかなというふうに理解はすつとですけど、どこをどう変えるというのは、請負金額の中でね、変更していくっていうのは今までの経験の中では理解すつとですけど

ど、金額が変わる部分でこういう設計変更しましたというのは、僕は事前にやっぱりね、中身についてもね、議会で報告が要ったんじゃないかなと思うんですよね。

例えば、市産材の活用についてっていうことで、設計上のもともとの図面にはなかった部分にも使いましたよということだったんですけど、それは請負の範疇の中でね、図面の中でできるところまではするはずだったろうと思うですよ。それ以上に、ここにも使いました、あそこにも使いましたということだったんですかね。

**○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君）** すいません、議員おっしゃるとおり、確かにおっしゃるとおりだと思います。

木材についてはその使用量が増えた部分もありますし、あと、今、ウッドショックとかでなかなか木材の価格が高騰しているという点もありましたところから、そういう面を考慮して今回追加しております。

以上です。

**○委員長（古嶋津義君）** よろしいですか。

**○委員（堀 徹男君）** そういうですね、説明を、契約の変更の金額を示して承認してるわけですから、その時点でね、もう少しこう……。今のは説明できる内容だったと思うんですよね。そのとき。どうして、今、概要の説明書のこの中でそういった具体的な数字が出てくるのかな。今のは当時説明されても全然おかしくない内容じゃないですか。そこがですね、どうしても何かちょっと違う部分じゃないかな。

例えば、事業所——肥後銀行とFMやつしろの入居に係る部分についてもですね、もともとのスペースを活用されてると思うんですよね。それ以外の施設を何かプラスアルファするという部分だったら納得はできますけど、金額的にね、そこまでないような金額じゃあるんですけど、具体的にどの辺の工事をされましたか、銀

行とFMの工事に係る経費の部分で。

**○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君）** 銀行については、当初から銀行の内部については銀行さんが工事を行いますよということで協議を進めてました。しかしながら、その発注時の時点では銀行内部のプランとかが固まっていませんでしたので、まず当時は、発注時点では入るという話は聞いてたんですけど、契約までは至ってなかったです。ですから、見切り発車的にワンフロアで計画しました。そういう中で、本格的に決まって協議していく中で、銀行さんから出入口を広くだとか、ここに壁を造ってくれだとかという、出入口のですね、そういういろんな御要望がありまして、主に銀行さんの場合は建具の仕様の変更に係る経費でございます。

それと、売店に関しては、当初はコンビニを想定しておりましたけど、説明いたしましたとおりコンビニが入居しないということになって、どうしようかという話になったんですけど、そこで売店を入れようという話になりました。その中で、今のコンビニ用で加工したスペースはそこまでは要らないということで、それを3つに分割してですね、売店、それと、市民活用エリアの管理業者がいる管理事務所、中央にフリースペースを設けております。そういうふうな感じで間仕切り壁を造ったりだとか建具を変更したりだとか、あと、それに関する空調関係、設備関係が新たに発生しております。

そういうことで追加で経費が発生しております。

以上、お答えいたします。

**○委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

**○委員（堀 徹男君）** 質疑の中でですね、ち

よっと言わせていただいたんですけど、事前に説明できる部分が多々あったと思うんですよ。今の設計変更の中にはですね。

契約をもう既にしてるわけですから、承認してるわけですから、これを認めないということはね、今の時点で我々にはできないわけですよ。だからこそ丁寧な説明をですね、そのときにしていただければ、もう少し、辛抱でくっくっとなかとか、それは本当に必要なものという議論ができたと思うんですよ。そこら辺はですね、今後、追加工事が発生するやもしれませんから、ぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第142号・八代市新庁舎建設工事に係る契約の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時15分 小会）

（午前11時16分 本会）

◎議案第143号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第143号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） デジタル推進課の鋤田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の議案書の3ページをお願いいたしま

す。

議案第143号・指定管理者の指定について御説明いたします。

先ほど補正予算でも御説明いたしましたが、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間、テレビやつしろ株式会社を指定管理者として指定管理委託を行ってまいりましたが、契約満了となりますことから、令和4年度においても指定管理継続のため、公募により指定管理者の募集を行った結果、1者から応募があり、指定管理候補者として選定をいたしました。

提案理由でございますが、本市が設置します公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

内容でございますが、1、公の施設の名称は八代市有線テレビジョン放送施設等でございます。

2、指定管理者となります団体の名称は、テレビやつしろ株式会社でございます。

3、団体の所在地は八代市夕葉町3番地7でございます。

4、指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

今回の指定管理者選任につきましては、8名の委員による指定管理者候補者選定委員会で審査・評定を行っていただきました。評定につきましては100点満点中81.4点となり、選定基準であります60点以上でございましたので、候補者として選定いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終わります。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第143号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

---

### ◎議案第152号・八代市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第152号・八代市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長(鋤田敦信君) 引き続きデジタル推進課でございます。よろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

議案第152号・八代市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。議案書は27ページ以降になりますが、主に別冊資料で右肩に議案第152号関係と記載の資料で説明をさせていただきます。

まず、そちらの1ページ目、1、改正の趣旨でございます。

国において、情報通信技術の活用による行政

手続等に係る利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正され、本市の機関等においても、申請等に係る署名等について、インターネット回線等の利用による電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により代えることができることと、申請等に係る使用料や手数料の納付について、電子情報処理組織を使用する方法等により行うことができることとするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容でございますが、こちらは新旧対照表を用いて主な内容を説明いたします。

まず、条例の名称の改正でございます。

法律の名称もですね、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へ改正されており、情報通信技術の利用から情報通信技術を活用となっておりますので、これに準じて条例名を「八代市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」と改正しております。

次に、第2条では、本条例で使用します重要な用語について整理し、市の機関として指定管理者を追加するものでございます。

2ページ目の下のほうを御覧いただきたいと思います。

第3条では、書面による申請や届出などの手続を、それから、第4条では書面による処分通知等を受ける者が同意する場合に限り、それぞれの条例等の規定にかかわらず、オンラインによる申請や処分通知を可能とするものでございます。

5ページ目を御覧ください。

次に、第5条では、書面による縦覧等を、また、第6条では書面による資料の作成等において、それぞれの条例等の規定にかかわらず、電

磁的記録による縦覧や資料の作成を可能とするものでございます。

6 ページ目を御覧ください。

次に、第7条では、ただいま申し上げました第3条から第6条の行政手続において、虚偽がないかどうか対面で確認しなければならないような行政手続及び既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続については、本条例を適用しない旨の適用除外を定めるものでございます。

次に、第8条では、行政手続に必要な添付書類のうち、マイナンバーカードの利用等によって行政機関間の情報連携等により情報を入手することができるものについては、本人確認などの書類の添付を不要とするものでございます。

次に7ページを御覧ください。

次に、第9条では、情報通信技術を活用した行政の取組状況については、ホームページなどにより随時公表するものとしております。

最後に、3、施行日でございますが、公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） すいません、先ほど聞いた答えがここに何か書いてあったような気がすつとですけど。6ページの7条の1か。

例えば、身分証明書等というのはやっぱりどうしてもオンラインの手続じゃできないというようなものがあるということで捉えていいですかね。これはそこを指してるのかなと。7条の1ですね。対面により確認する必要があると。本人でしかできないということなのかな。その辺は後でまたですね、できるできないものがあるれば教えていただきたいと思うんですが、もう1点いいですか、委員長。

こういった手続をですね、オンラインで進めていくっていう中で、セキュリティーが非常に重要になってくるんだらうと思うんですよね。そのセキュリティーの部分に関してはどういったものを使われて、100%でなければいけないというふうに思ってるんですけど、その部分に関してと、万が一ですね、万が一、どのパターンか……。いろんなことが考えられると思うんですけど、個人に被害が及んだときにですね、救済措置みたいなのはどのように考えていらっしゃるかなと。その2点をですね、聞いておきたいと思います。

○デジタル推進課長補佐（田中博之君） 今、委員がですね、おっしゃったとおり、セキュリティーの面ですけども、一応基準としましてはですね、国のほうからですね、セキュリティーポリシーのガイドラインのほうが示されておりますので、それに準じた形でですね、設計を行い、対応したいと思っております。

以上でございます。（「もう1点何だったかな」と呼ぶ者あり）

○委員（堀 徹男君） 万が一、突破されたときの救済措置ですね、市民に対する。

○デジタル推進課長補佐（田中博之君） 万が一ですね、例えば、インシデント等で情報がですね、流出した場合ですね、本来ですね、起こってはいけないことではありますが、もし出た場合ということですね、市としては組織上ですね、体制をですね、組むこととしておりますので。例えばですね、情報が出た場合のですね、対応として、すぐにですね、報告の義務とかですね、そういったものを定めておいてですね、対応することとなっております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） 堀委員、いいですか。

○委員（堀 徹男君） もうちょっと具体的な救済の内容を聞きたいんですけど。今のは対応

でしょう。

○デジタル推進課長補佐（田中博之君） もし個人情報が漏れて訴訟とかですね、そういったものになった場合はですね、市の保険とかがですね、セキュリティーに関する保険がですね、適用されることとなっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） この程度にしときます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第152号・八代市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退席願います。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認をお願いいたします。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前11時28分 小会）

（午前11時29分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（八代市中期財政計画等について）

○委員長（古嶋津義君） それでは、まず、八代市中期財政計画等について説明を願います。

○財政課長（續 良彦君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の續でございます。隣におりますのが、財政計画を担当いたしております吉永課長補佐でございます。

本市の中期財政計画につきましては、昨年10月に見直しを行い、その年の12月18日開催の当委員会におきまして、その内容を御報告させていただいたところでございます。その後、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症対策に係る追加の予算措置を適宜行ってきており、その当時の数値と現状に開きが見られるようになっております。

今後も坂本町の復旧・復興など新たな取組も必要となっておりますことから、改めて本年10月に一部見直しを図っております。また、これに沿いまして、10月22日に八代市予算規則に基づきまして令和4年度の当初予算の編成方針を作成し、通知を行っております。

以上2点につきまして御説明をいたしますが、詳細につきましては担当の吉永課長補佐から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○財政課長補佐（吉永千寿君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課、課長補佐の吉永でございます。よろしくお願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

それでは、中期財政計画と令和4年度予算編成方針について御説明させていただきます。

資料は2つファイルを用意しておりますが、まず、中期財政計画のほうのファイルのほうを御説明いたします。よろしいでしょうか。

では、1ページを御覧ください。

今回の中期財政計画は1年ぶりの見直しであり、令和3年10月に策定したものでございます。考え方やポイントについて御説明いたします。

2ページをお願いします。今回の見直しのポイントをまとめております。

まず、見直しの背景でございますが、本市では令和2年10月に改定した中期財政計画を基に、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策に係る追加予算措置を適宜実施してまいりました。その後、令和3年度に入りまして令和2年度の決算見込額を分析しましたところ、計画数値と現状に開きが出てきており、今後の基金残高と市債残高の動向も変化してきております。

そのような中、今後も坂本町の復旧・復興と新型コロナウイルス対策などに継続して取り組み、さらに、本市におけるスマートシティの推

進などを展開していくために、改めて持続可能な財政運営の方向性を示す必要があることから、今回、一部見直しを行ったものでございます。

その下に、主な見直しを2点まとめております。

まず、見直しの1点目は、これまでの重点課題推進枠に加え、新たに未来への新たな挑戦に向けた推進事業枠を確保いたしました。これは、これまでの計画的な削減を図りながらスマートシティの推進などを進めていくこととなりますが、推進事業枠の規模は、令和4年から令和6年までは単年度当たり2億円ずつ、令和7年度から令和10年度までは単年度当たり1億円ずつの枠を設定しております。

次に、見直しの2点目、ふるさと納税（寄附金）の見通しを拡充したことです。これは、ふるさと納税（寄附金）の令和2年から令和3年の見込額を踏まえたものであり、令和4年以降の見通しを単年度当たり5億円から8億円へと拡充しております。

これらの見直しにより、重点課題を着実に進め、かつ、持続可能な財政運営を目指してまいります。

次に、3ページをお願いします。3ページには策定目的について述べております。

中期財政計画は、本市の中期的な財政収支の見通しを行うことで、将来にわたる収支状況や運営上の課題を明らかにし、財政運営の健全性を担保するとともに、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するための目安として策定しており、先日、大倉議員の一般質問答弁のとおり、あくまでもシミュレーションとして捉えているものでございます。

なお、将来の予算編成を拘束するものではなく、本市の行財政改革の取組、財政環境の変化、新たな財政需要の動向などにより影響も受けます。今後もそれらの動向を注視しながら見

直しを行うものとしております。

4ページをお願いします。4ページ上段の見直しの背景については、重複しますので省略させていただきます。なお、このページ以降、昨年度の計画からの変更部分にはアンダーラインを示しております。

中段の四角の囲いに、基金残高と市債残高について、改定前の計画最終年度であった令和9年度の数値について、改定前と改定後の比較を示しております。

下のグラフのとおり、左の基金残高は42億円が53億円へ11億円の増加となり、右の市債残高は682億円が739億円へ57億円の増加となる試算結果を示しております。

次に、5ページをお願いします。新たな計画のポイントを示しております。

将来にわたった持続可能な財政運営の確立に向け、方向性を提示していけるよう見直しを行うものとしており、そのための取組として3つのポイントを示しております。

まず、予算編成、こちらはビルド・アンド・スクラップを基本原則にし、事業の改善と制度の見直しを行いつつ、今回、新たにスマートシティなどの推進を重点項目に加えて予算編成を行ってまいります。

次に、基金活用、こちらでは将来的にも一定規模の基金残高を確保していける財政運営を確立してまいります。

次に、建設事業、こちらでは前回の計画と同様、通常の建設事業の規模を、毎年一定規模の公共施設マネジメント推進枠を確保した上で、その他の枠を単年度当たり50億円程度に設定し、後年度の公債費の割合を抑制していくこととしております。

次に、6ページをお願いします。

6ページには計画策定的前提条件及び考え方について示しておりますが、年度が更新された以外、内容は昨年度と同様ですので、説明は省

略させていただきます。

7ページをお願いします。7ページは、収支総括表のうち、歳入の推移を示しております。

関連ですね、次の8ページに歳入の前提条件も示しておりますが、説明のほうは7ページの表を基に主なポイントを説明します。

まず、一番上の市税ですが、令和元年度から令和3年度にかけては、法人市民税の税率改正の影響などで減少しておりますが、全体的な傾向として、令和4年度以降は過去の実績等を勘案すると令和2年度並みの規模が見込まれ、固定資産税の3年に1度の評価替えの伸び率なども考慮して見込んでおります。

次の地方交付税ですが、普通交付税の合併算定替による上乗せが令和3年度で完全に終了しますが、歳出の公債費に連動しまして令和5年度と6年度は増加傾向となり、令和7年度以降は徐々に減少傾向となる見込みとしております。

次に、国・県支出金では、令和2年度から3年度にかけては極端に増えておりますのは、新型コロナウイルス関連経費や令和2年7月豪雨の災害復旧関連経費に対する財源措置の影響であり、令和4年度以降は扶助費や投資的経費などの歳出に連動させての試算としております。

次の繰入金では、毎年度の単年度収支が8億円程度の規模になるよう繰り入れする試算としております。

次の市債ですが、令和3年度で新庁舎建設など大型の建設需要がピークを迎えるため大きくなりますが、令和4年度以降は大きく減少していくと見込んでおります。

最後、その他で、令和4年度に土地開発基金の廃止による現金を一般会計へ受け入れる見込みとして増えているほか、ふるさと納税（寄附金）の見通しを、令和4年度以降、年間8億円の推移で試算を入れております。

次に、9ページをお願いします。9ページは歳出と収支の推移を示しております。こちらに関連で10ページにその歳出の主な項目の前提条件を示しておりますが、説明は9ページの表を基に主なポイントを説明します。

まず、義務的経費のうち公債費の変動ですが、こちらは13ページにグラフ化しておりますので、後ほど説明します。

中ほどの投資的経費の区分ですが、普通建設事業費では、昨年同様、通常の建設事業枠を年間50億円程度と、別枠で公共施設適正化事業の考えに基づく事業枠を年間3億円見込んでおります。

また、その下、災害復旧事業費ですが、令和3年度が186億円と大きくなっておりますが、その内訳としては、新庁舎建設の最終年度として継続費設定関連で102億円、豪雨災害関連で82億円が主なものになります。

次のその他の区分ですが、前回と同様に、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金については、前提条件としてビルド・アンド・スクラップの考え方による計画的な見直しを実現するところでの試算を反映させており、その上で、昨年度設定した坂本町の復旧・復興と新型コロナウイルス感染症対応のための重点課題推進事業枠のほか、今回、新たにスマートシティの推進など、未来への新たな挑戦の推進事業を反映させております。

なお、積立金が令和4年度に20億円と増えておりますのは、歳入でも言いましたが、土地開発基金廃止により、財政調整基金へ15億円積み立てするところで見込んでおります。

次に、9ページの下の方の収支における基金残高と市債残高の推移につきましては、11ページから12ページにかけてグラフに示しておりますので、そちらで説明をいたします。

11ページをお願いします。11ページの表ですが、これは基金残高の推移を示してありま

す。全体的には厳しい一般財源枠を調整するために、適宜基金を取り崩していくこととなります。しかし、基金残高の規模が、平成28年熊本地震規模の災害を想定した上での最低ラインとして40億円程度以上は確保し、将来的には恒常的な財政調整基金の取崩しを行わないような財政運営を確立できるよう試算しております。

次に、12ページ、お願いします。こちらのグラフは市債残高の推移です。新庁舎建設などの大型事業や豪雨災害からの復旧・復興事業の影響により、令和3年度は880億円程度でピークとなる見込みであり、全体的には今後の投資的経費を平成27年度の環境センター整備以前の水準に戻すことで、将来的に公債残高を減少させていくように試算しております。

次に、13ページ、お願いします。13ページは毎年返す公債費の推移をグラフ化しております。臨財債を除く公債費、棒グラフの下部分になります。臨財債を除く公債費は、令和5年度に新庁舎建設事業の本格的な償還開始の影響で増加し、その後、横ばいで推移しますが、令和8年度から9年度にかけて、令和2年7月豪雨災害復旧事業の本格的な償還開始により、さらに増加する見込みとなります。

最後に14ページを御覧ください。財政指標をグラフ化しておりますが、全体的な傾向は改定前と変わりません。左の将来負担比率——グラフでいうと丸印のグラフは、市債残高の傾向とほぼ同様で、令和3年度がピークとなり、右が実質公債費比率、グラフで言いますと三角印は市債の償還ですね、公債費と連動して令和6年度まで上昇し、その後、徐々に低下していく見込みとなります。

以上が中期財政計画についての説明となります。

続きまして、もう一つのファイルを御覧ください。ただいま説明しました中期財政計画とセ

ットで周知しております令和4年度当初予算編成方針についてであります。そちらのファイルをお願いします。

まず、1ページ。1ページは表紙ですね。

2ページを御覧ください。当初予算編成のポイントを掲載しております。

今回の予算編成のテーマとしましては、未来への新たな挑戦を掲げており、魅力ある選ばれる八代の実現を目指して取り組んでまいります。

以下、3点について整理しております。1点目は、坂本町の復旧・復興と新型コロナウイルス感染症対策の計画的な推進、2点目が、八代市の未来を創る5つのビジョンの計画的な推進、3点目が、持続可能な財政運営に向けた取組を示しております。

3点目の取組の中で2つ目の項目に、最優先課題以外の事業に対するシーリングについて位置づけております。義務的経費及び数年ごとに行う経費を除いた経費に対しまして、令和2年度当初予算における一般財源ベースの90%とする昨年度と同様のシーリング率を上限として設定しております。

なお、部内・課内におけるシーリング率以上の経費削減ができた場合には、いわゆるインセンティブ予算として、削減額の2分の1を上限とし、新たな事業等への活用を認めることについても昨年に引き続き行ってまいります。

次に、3ページをお願いします。

こちらは市長から各職員に対しましての訓示でございます。前段には、昨年からの新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨などの相次ぐ未曾有の事態の発生がある中で、例年にならぬ補正予算等による財政出動を行っている状況であり、今後の持続可能な財政基盤の確立についても留意していかなければならないこと、また、今般、その指標となる中期財政計画の見直しを行い、その中で、未来への新たな挑戦をテ

ーマとして、最優先課題である坂本町の創造的復興や、アフターコロナを見据えた各分野における新たな取組を計画的に推進していくほか、社会全体の様々な動きに乗り遅れることがないように、将来にわたり持続可能で誰からも選ばれるスマートシティやつしろを構築していけるよう、位置づけをしております。

そして、後段には、限られた一般財源枠において、それらを実現していくためには、これまでの事業内容等についても、真に必要なか、より適切なやり方がないかをしっかり検討し、前例や組織の垣根にとらわれることなく、柔軟な発想とスピード感を持って、選択と集中を常に意識しながら進めていく必要があることを示し、このような趣旨の下において策定している予算編成方針の内容を十分認識し、令和4年度に向けて、八代のさらなる飛躍ができるよう、めり張りのある効率的な予算編成に取り組んでいただきたいという内容になっております。

次に、4ページ、最後ですが、御覧ください。

この文書は、予算規則に基づいた財務部長から各部長等へ令和4年度予算編成方針を伝えた文書でございます。内容は、国の状況、県の状況、それらを踏まえて、本市の予算編成に当たっての考えをまとめてございます。

中ほど、本市の考えの内容を申し上げますと、ちょっとかぶる部分はありますが、本市においては、未来への新たな挑戦をテーマとして、最優先課題である坂本町の復旧・復興と、感染拡大への対応のほか、新たな基本政策である八代市の未来を創る5つのビジョンについて、現在策定中の第2次八代市総合計画第2期基本計画における重点戦略として位置づけ、計画的に推進していくこととし、今回、そのことを踏まえ中期財政計画も見直しているが、併せて第三次八代市行財政改革大綱に基づく行財政

改革等も着実に実行し、時代の変化に応じた行政サービスの在り方をしっかりと検討する必要があり、ビルド・アンド・スクラップの原則に基づき財源を生み出す努力をしていくことで、将来的にも持続可能な財政基盤の確立につなげていくことが重要であるとしています。

最後に、これらの考えで予算編成に当たるため、別に作成しております、予算編成要領に基づいて予算要求書を提出するようという内容になっております。この予算編成要領の掲載はしておりませんが、要領の内容は、今まで申し上げました予算編成のポイントを図や解説などを用いて示すほか、予算編成の日程、様式など事務的な取扱いについて定めているものであるため省略しております。

以上で、財政課からの中期財政計画と令和4年度予算編成方針についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（古嶋津義君）** 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（堀 徹男君）** まずは、すばらしい資料をおつくりいただきありがとうございます。十分、後ほどですね、しっかり読ませていただきたいというふうに思っておりますが、ちょっと何点か気づいたところですね、さらっとちょっと、今、お尋ねしたいんですけど。

予算編成方針の中で、シーリングがですね、今度も対前年比で90%ということ掲げられておりますが、たしか去年もそうだったし、おととしもそうだったと思うんですね。たしかそうだったと思います。

シーリングを対前年比90%なり何なりという、毎年、予算編成方針に位置づけられてきて、何年ぐらいそのシーリングがたっているのかなというのがまず1点とですね、そうすると、来年度の編成する予算の額というのは、そもそもその事業はシーリングが始まる前には幾

らあって、どれぐらいの削減に……。累計ですすね。去年の90、その前の90ってずっと遡っていけば、前はまだ相当あったんじゃないかというのがあるんでしょうけど、その辺の資料なんかというのがですね、あれば、1点教えていただきたいのと、もう1点がですね、中期財政計画の中に、ふるさと納税を財源としてですね、見込まれてるというぐらがあったと思うんですけど、ふるさと納税そのものは私も古嶋委員長も一般質問していろいろ教えていただいたところですが、なかなか財源として当て込むには不現実というか、不安定な要素がたくさんある部分じゃないかなと思うんですね。

それをあえて8億円という金額を、拘束されないというふうにはおっしゃったんですけど、財源の計算するベースの中に持っていくには、8億円という数字をですね、コンスタントに見続けていくという可能性っていうのをどれぐらいお持ちなのかなという、その2点ですね、をちょっと聞いて帰りたいと思います。

**○財政課長補佐（吉永千寿君）** まず、1点目のシーリングが何年ぐらい続いているのかということですが、毎年、ずっと合併以降は、シーリングは毎年設定をしてきております。ただシーリング率についてはですね、変動はあってきておりますけれども、シーリング率を設定していない年はないです。というのが、そこを設定しないと青天井の要求になりかねないので、そういうことです。

あと、累計がですね、ちょっと今あれですが、ちなみに去年のですね、令和3年度当初予算編成するときのことでいきますと、90%のシーリング率の編成方針だったんですが、結果、予算査定後としてはですね、97.5%で終わりました、額として約2億1300万円の実際ベースの削減で終わったということでございます。

要求基準のシーリングに対してですね、各部

からいろいろ予算要求が創意工夫で上がってきます。でも、実際、要求ベースではですね、やっぱ基準を上回ってるところもありましてですね、査定をしていく上では精査していく上でも悩ましいのがいっぱいありまして、どうしてもつけないといけないと言いつつ、ただ、限られた一般財源で収めないといけないという葛藤にありまして、ですが、電気料を一括入札にした影響で抑えられてるものとか、あと、今言いましたふるさと納税が上がってきてるということで、歳入を予定した一財以上に確保できるという活用も含めましてですね、可能な限り事業費の確保に努めていった結果が97.5%だったということでございます。

あと、2つ目のふるさと納税の財源の話ですけども、単年度5億円から8億円に上げたということですが、実際、この前の決算のとおり、令和2年はふるさと納税が12億円入ります。この12億円がまだ今年も増えそうという見込みも今言いましたけれども、12億、15億、20億円と増えていけばいいんですが、ここもあまり高く見込み過ぎると、もし落ちてきたときに財政計画うまくいかないという形になりますので、今8億というベースで試算を入れております。

当然、ここより伸びてくれば、あと、返礼品とかの返さんばん経費を除いた部分が実入りになりますので、そこ辺りの部分をうまく活用していくと、限られた一般財源枠をもうちょっと広げることができるということになりますので、そういうのを考えておりますので、ふるさと納税に力を入れて、いっぱい確保できればですね、可能性としては活用枠はある程度維持していけるのかなと考えております。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 以上で八代市中期財

政計画等についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時56分 小会）

（午前11時58分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査  
（第2次八代市総合計画第2期基本計画の策定について）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、第2次八代市総合計画第2期基本計画の策定について、説明を願います。

○企画政策課長（辻田美樹君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課の辻田と申します。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まずは、資料、第2次八代市総合計画第2期基本計画の策定についてを御覧ください。

まず、1ページ、表紙をおめくりいただきまして2ページ目を見ていただきますと、まず、基本計画の策定に当たって基本的な考え方などを示した策定方針の抜粋を掲載しております。

1、計画策定の趣旨を記載しております。第2次八代市総合計画は、平成30年3月に策定されており、総合計画に掲げる将来像の実現に向け、まちづくりを進めているところです。本市では多くの計画が策定されておりますが、その中でも総合計画は最上位の計画として位置づけられるものでございます。

第2期基本計画の策定に当たっては、人口減少や少子高齢化など様々な課題に加えまして、昨年度発生しました令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響、SDGsやSociety 5.0など新たな潮流への対応も求められているところでございます。

このような状況の中、第1期基本計画の計画期間が今年度で終了することから、将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくため、

令和4年度から7年度までの4年間を計画期間とする第2期基本計画の策定を進めているところです。

次に、2、計画の構成と期間につきまして、ページの下の部分に総合計画の概要図を示しておりますので、こちらで御確認いただきたいと思っております。

総合計画は、将来像や施策の大綱などを定めた基本構想——図の三角形の部分と、その基本構想を実現するための手段として、基本的な施策などを定めた土台となる基本計画の2層で構成されております。

計画期間につきましては、基本構想は8年間、基本計画は第1期、第2期の各4年間となっております。今回策定を行っておりますのは、右下、赤の点線で囲んでおります第2期基本計画の部分となります。

それでは、次のページを御覧ください。

3、基本構想についてになりますが、現行の基本構想につきましては、第2次総合計画策定時に、8年間における行政運営などの基本的な指針として議決を経た上で位置づけられているものであり、第2期基本計画においても現行の基本構想を維持することとしております。

ページの中ほどに基本構想の体系図を示しておりますので、御確認ください。将来像の下に5つの基本目標、さらに施策の大綱、政策が定められております。第2期基本計画では、この体系図に従い、分野や施策の設定を行っております。

次に、4、計画策定の視点についてですが、大きく5つの視点を挙げております。

1点目の実効性のある計画では、現状把握と課題の明確化を行うこと、そして、施策の進捗管理のため、KPIなどの成果目標の設定を行うことを挙げております。

次のページを御覧ください。2点目の持続可能な行財政運営を推進する計画では、今後4年

間において重点的に取り組んでいく施策を明確にするため重点戦略を策定することや、既存の施策、事業について、SDGsやSociety 5.0などの新たな視点も取り入れながら、必要な見直しを行っていくこととしております。

また、3点目から5点目では、第2期総合戦略と調和した計画とすることや、広く市民の声を計画に反映させること、さらには、誰にとっても分かりやすく親しみやすい計画の策定を行うことを挙げております。

次に、5、策定体制について御説明いたします。これにつきましては、次のページを御覧ください。

5ページの中ほどに策定体制図を載せております。図の右側に庁内体制を記載しております。3つの庁内組織——策定委員会、起案委員会、起案専門部会でそれぞれ検討を行い、計画原案の策定を進めております。また、図の左側のほうに、計画策定に当たっての市民参画の部分を記載しております。市民アンケート、パブリックコメント、その他としまして市民団体のヒアリングやメッセージ募集などを行っております。また、案ができた段階でパブリックコメントを行った上で、計画策定を行ってまいります。

図の左上に策定審議会を記載しておりますが、これは学識経験者などの外部委員で構成されるもので、庁内組織で作成した計画原案を審議し、市長への答申を行っていただくこととしております。

次に、6、今後の主なスケジュールについてですが、現在、計画素案の取りまとめを進めております。

来年1月に、外部委員による策定審議会に対しまして、計画案の諮問、審議をお願いしたいと考えております。それと同時並行で、パブリックコメントの実施、総務委員会の委員の皆様

への情報提供を行わせていただき、その後、2月に策定審議会から計画案に対する答申をいただいた上で、計画の決定を行うこととしております。3月の総務委員会では、策定しました第2期基本計画について、新たな重点戦略と併せて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、第2期基本計画の概要について説明いたします。

資料6ページ、横に長いカラフルな資料になりますけど、そちらを御覧いただきたいと思っております。こちらの資料では、これまでの作業で決定しております第2期基本計画の体系をお示しております。

資料の左側には、先ほど御説明いたしました令和7年度までのまちづくりの基本的な方針を示した基本構想を記載しております。赤い帯状のタイトルで示された部分が基本構想となっております。第2期基本計画として今回策定作業を行っておりますのが、資料右側、青い帯状のタイトルで示された部分になります。

第2期基本計画では、基本構想に基づき、分野及び具体的な施策を設定しております。全部で47の施策を設定しており、それぞれの施策ごとに、今後4年間でどういう取組をしていくのかといった施策の内容を、現在、取りまとめを行っているところでございます。

この分野及び施策の体系の第1期の基本計画からの見直し内容につきましては、次の資料7ページを御覧ください。こちらの資料が第1期の基本計画の施策体系と比較した資料になります。

まず、施策体系の見直しに当たっての考え方を資料の上段に記載しておりますので、説明させていただきます。

考え方のポイントとしまして、①分かりやすく親しみやすい計画にするために、施策体系のスリム化を行っております。②坂本町の復旧・

復興など喫緊の課題にも対応できるように、施策(分野)の追加や集約、分割を行っております。③施策ごとの達成状況や成果を計るために、成果指標を設定し、進捗管理を行うこととしております。

以上の観点から施策の集約、追加などを行いまして、第1期では全部で101の施策を設定してはいましたが、第2期では47の施策に見直しを行っております。

このような考え方にに基づきまして、先ほどお示した第2期の基本計画体系案を作成し、現在、具体的な取組内容の検討作業を行っているところです。

見直しの考え方下にお示しています表が比較表になります。左側から基本構想部分、その次に分野、そして、第1期基本計画における101の施策、そして、一番右側が第2期基本計画における47の施策となっております。

見ていただいておりますとおおり、施策の数としては減ってはおりますが、取組が減ったということではなく、より柔軟に取組を進めるために施策の集約等を行っていると御理解いただきたいと思います。

また、現在、策定作業を進めておりますので、施策の名称等につきましては、内容を検討していくに当たって今後変更する可能性もございます。

先ほども申し上げましたが、3月の総務委員会では、策定しました第2期基本計画について、重点戦略と併せて報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではありますが、第2期八代市総合計画第2期基本計画の策定についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(古嶋津義君) 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（山本敬晃君） 第1期ですね、基本計画の目標項目とですね、その目標値が多分設定されてたと思うんですけども、その達成状況というか、最終的な結果というのはいつ分かる予定ですか。

○企画政策課長（辻田美樹君） 第1期につきましては今年度までが期間になるんですけども、今年、検証作業を行っております、その結果につきましては施策ごとに取りまとめを行い、今後、ホームページに公表することとしております。

○委員（山本敬晃君） 具体的な、大体ここぐらいまでにはできるというのはまだ分からないですか。目標に対する達成状況というか。

○企画政策課長（辻田美樹君） 今年度検証した作業については取りまとめがほぼ終わっておりますので、年内には公表ができるかと思っております。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（山本敬晃君） 大丈夫です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で第2次八代市総合計画第2期基本計画の策定についてを終了いたします。

執行部は御退席ください。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りをいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き、閉

会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。お疲れさまでございました。

（午後0時10分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年12月15日

総務委員会

委員長